

所 属	環境生活部 廃棄物対策課		
担当(係)名	産業廃棄物担当	内線	2715

断 微量PCB汚染廃電気機器等の確認検査に補助金を交付

<地域グリーンニューディール基金事業>

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
15,000	一般財源 15,000	補助金 15,000
(前年度 0)		

2 背景・現状

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年7月15日施行）により、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を保管する事業者は、都道府県への保管等の届出、期限内（平成28年7月まで）の処分が義務づけられていた。

しかし、法施行後それまでPCBを使用していないとされていたトランス等の重電機器の一部からも、絶縁油の中に微量のPCBが混入している重電機器（以下、「微量PCB廃棄物」という。）が見つかり、これらについても保管等が必要になった。

微量のPCBが混入しているか否かは、製造年や型式だけでは確定できないため、可能性がある全ての重電機器について、保管、届出がなされている。

今後、微量PCB廃棄物を適正に処理していくためには、まずは保管されている重電機器の中から微量PCBを含むものを把握することが必要である。

3 事業目的

届出・保管されている重電機器を検査することにより、微量PCB廃棄物を把握し、PCB廃棄物等の適正処理を推進する。

4 事業概要

微量のPCBが混入している可能性のある重電機器を保管している民間事業者に対し、混入状況の把握のための検査費用を補助し、事業者の負担軽減を図る。

- (1) 交付先 : PCB濃度の測定を実施した県内のPCB廃棄物保管事業者
- (2) 対象経費 : PCB濃度の測定及びそのためのサンプリングに要する費用
- (3) 実施期間 : 平成23年度まで2カ年に渡って実施
- (4) 対象台数 : 3,000台（H22 1,500台、H23 1,500台）
- (5) 補助率 : 1 / 2（上限10千円）

(款)4 衛生費 (項)6 環境管理費 (目)2 環境管理推進費
(明細書事業名) 産業廃棄物対策費
微量PCB汚染廃電気機器等把握事業費補助金